

(別紙)

申 出 書

下記の旅館業の許可の取得にあたって、玄関帳場またはフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、次のすべての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性を確保することを申出ます。

- 1 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備します。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制とします。
- 2 自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施します。
- 3 鍵の受渡しを適切に行います。

記

施設 の 名 称 :

施設の所在地 :

営業の種別 : 旅館・ホテル営業

緊急時の連絡先 (*)

連絡先所在地 :

連絡先名称 :

連絡先電話番号 :

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

滋賀県 保健所長

(*) 事前審査申出の段階で確定していない場合は、許可申請の際、記載し、再度提出すること。